

宇情審答申第23号

平成23年4月28日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会

会長 毛利 透

宇治市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年12月3日付け、22宇市秘第270号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

「市長交際費月間集計 平成19年度 平成20年度 平成21年度」について、公文書部分公開決定にかかる異議申立てについての諮問

## 答 申

### 第1 結論

宇治市長（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定により非公開とされた部分のうち見舞金の相手方の氏名については、公開すべきである。

### 第2 異議申立ての経過

#### 1 公文書公開請求書の提出及びその受理

平成22年8月30日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定により、実施機関に対し「市長交際費の内訳 H19年度、20年度、21年度」を請求内容とする公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行い、実施機関は、同日付けでこれを受理した。

#### 2 実施機関の本件請求に係る公文書の特定

実施機関は、請求に係る公文書として「市長交際費月間集計 平成19年度 平成20年度 平成21年度」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

#### 3 本件公文書の公開に係る決定等

平成22年9月13日、実施機関は、条例第6条第2号本文に該当するとして公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成22年9月30日付けで異議申立人に通知した。

#### 4 異議の申立て

平成22年11月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

#### 5 審査会への諮問

平成22年12月3日、実施機関は、条例第17条第1項の規定により、宇治市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件異議申立てに対する決定について諮問した。

### 第3 異議申立ての趣旨

#### 1 申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成19年度、平成20年度、平成21年度の市長交際費に係る月間集計表を実施機関が平成22年9月13日付けで部分公開とした処分の取消決定を求める、というものである。

#### 2 主張

異議申立人が、異議申立書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1) 実施機関は、本件処分の根拠として、条例第6条第2号に該当するとしているが、

これは非公開の理由とはならない。

市議は、市民から選ばれた選良である。その市議が、病欠で公務を果たすことが出来ない事態になっていることを、当然市民は知る権利がある。市長が見舞金を渡した議員名を公表することは、行政側の当然の責務である。

したがって、本件処分は不当であり、本条例の解釈及び運用を誤っているものであるため、取消を求めるものである。

- (2) 市民の立場からして、選挙で選ばれた議員が、何日間病欠で動けない状態にあったのかを知ることは、決して個人のプライバシーを侵すようなものでもなく至極当然だと思っている。

また、病気で休んだことは、決して知られて都合が悪いようなものではない。政治家については、かなり私的な情報まで公表してもプライバシーの侵害とはならないのが、判例や実務の中での大方の考え方である。

- (3) このような単純な判り切ったことを隠そうとすることが、情報公開としておかしい。
- (4) なお、見舞金以外の部分で実施機関が非公開とした団体の担当者氏名については、異議申立てを主張しない。

#### 第4 実施機関の理由説明の趣旨

- 1 実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

2 本件公文書について

- (1) 本件公文書は、市長交際費について月ごとの執行状況を記載したもので、日付、支出区分、目的、支出先等及び金額の各欄からなる支出金額集計表である。平成19年度（平成19年4月から平成20年3月まで）、平成20年度（平成20年4月から平成21年3月まで）、平成21年度（平成21年4月から平成22年3月まで）の3年度分の執行状況が記載されている。

- (2) 本件公文書に記載されている項目内容については、次のとおりである。

ア 日付の欄には、交際費を支出した日が記載されている。

イ 支出区分の欄には、祝金、弔事、見舞い、会費及びその他が記載されている。

具体的には、祝金は社会的に認知された団体等の総会、行事等への祝い、弔事は市政功労関係の個人又は団体の関係者若しくは職員等の葬儀等に対する香典等、見舞いは市政功労関係の個人又は団体の関係者への傷病見舞い、会費は社会的に認知された団体等の総会、懇談会等への参加費用、その他は上記のいずれにも属さないもの、と区分している。

ウ 目的の欄には、弔事に関する支出の場合は、その関係者等の氏名、肩書及び支出内容が記載され、見舞いに関する支出の場合は、見舞金の相手方の氏名及び肩

書が記載され、その他に関する支出の場合は、支出の対象となる団体の総会、行事内容等が記載されている。

エ 支出先等の欄には、交際費の支出の相手方としての氏名、肩書、団体名等が記載されている。

オ 本件公文書に記載された市長交際費の支出基準は、実施機関が作成した「交際費にかかる執行基準について（平成9年8月14日作成）」に記載されている。本件異議申立てに係る見舞金については、その内の「Ⅱ．支出の基準（4）」に記載されており、見舞金の支出の対象者は「市議会議員、議会の同意を得る行政委員及び審議会等の委員並びに行政に深くかかわり尽力のある個人及び団体の関係者」であって、それらの者の病気入院等に際し支出する傷病見舞いに限られる。

また、宇治市ホームページにおいても見舞金の支出基準については、「市政功労関係の個人と団体の関係者への傷病見舞い」と掲載されている。

### 3 条例第6条第2号該当性について

- (1) 条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報と規定しており、本件公文書のうち、見舞金の相手方の氏名及び団体の担当者氏名を非公開とした。
- (2) 見舞金の相手方の氏名については、本市の見舞金は、病気入院等に際し支出する傷病見舞いに限られるため、見舞金の相手方を公開することは、相手方が傷病等をわずらったという情報を公開することに等しくなる。このような情報は、一般的には他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることから、見舞金の相手方を公開することによって、相手方や関係者に不快の念を抱かせ、行政との円滑な関係に支障が生じるおそれがあるため、条例第6条第2号に該当する。
- (3) 団体の担当者氏名については、団体の代表者氏名は一般的に公開されているものであると考えられるが、その団体の担当者氏名は一般的に公表・披露が予定されているとはいえ、団体が担当者氏名を外部に公開・公表している場合を除き、条例第6条第2号に該当する。
- (4) 情報公開請求は、交際費の支出に関してのものであり、あくまでも見舞金の支出に関して情報公開をどこまですべきか、という観点に立っている。
- (5) 異議申立人の言うように、市民は、市議が病気で公務を果たせなくなっている場合、その状況を知る必要があるということであれば、議会事務局で把握している情報を得るべきであり、見舞金の支出から知り得ることではない。
- (6) 病気であることは、市議であっても通常他人に知られたくない情報に該当すると

判断し、個人の疾病と同じ取扱いで対応する必要がある。

- (7) 以上(1)～(6)のとおり、本件公文書のうち、見舞金の相手方の氏名及び団体等の担当者氏名については、条例第6条第2号に該当するとして本件処分を行った。

## 第5 当審査会の判断

当審査会は、本件公文書の内容を見分した上で、異議申立人の主張内容並びに実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件公文書について

本件公文書は、平成19年度、平成20年度及び平成21年度の各年度の市長交際費の支出に関して月ごとに執行状況を記載したものであり、日付、支出区分、目的、支出先等及び金額の各欄からなる支出金額集計表である。

### 2 本件異議申立ての対象について

本件異議申立ての対象となった部分は、平成19年11月27日に支出した見舞いに係る情報のうち相手方個人の氏名である。

なお、上記以外の部分で実施機関が非公開とした、平成19年7月6日に支出した会費に係る情報のうち団体の担当者氏名については、第3の異議申立ての趣旨2(4)に示す異議申立人の主張により判断しないこととする。

### 3 条例第6条第2号本文該当性について

(1) 条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報と規定している。

(2) 実施機関が作成した理由説明書及び「交際費にかかる執行基準について」を見分したところ、実施機関が支出する見舞金は、病気入院等に際し支出する傷病見舞いに限られている。

基本的に、その見舞金の相手方の氏名を公開することは、相手方が傷病等をわずらった情報を公開することに等しくなる。個人の傷病等の事実は当該個人の私生活上の事実に属するものであり、一般的には他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることから、条例第6条第2号本文に該当し、非公開とすることが妥当であると思われる。

### 4 条例第6条第2号ただし書該当性について

本件公文書に記載されている見舞金の相手方氏名が条例第6条第2号本文に該当する場合であっても、同号ただし書アに該当する場合は非公開情報から除かれるため、

見舞金の相手方氏名が、同号ただし書アに該当するかどうかを検討する。

- (1) 条例第6条第2号ただし書アは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非公開情報から除くと規定している。
- (2) 実施機関がすでに公開している部分によると、平成19年11月27日に支出した見舞金の相手方は、市議会議員であり、かつ、その人数が2名であることが分かる。
- (3) 本件見舞金の相手方は市議会議員であり、支出の時期が平成19年12月議会の開催日と非常に近接していることから、審査会で調査を行ったところ以下の事実が確認できた。

ア 平成19年12月6日に開催された12月議会初日の議長口述書によると、本会議開催前の連絡事項として、本会議の当日に欠席した2名の市議会議員の氏名及びその欠席理由が病気療養であることを報告している。

この議長口述書の内容は、本会議開催前の連絡事項であるため、定例会会議録には記載されないが、傍聴自体は可能であり、本会議の傍聴者であれば知り得る情報である。

なお、議長が本会議開催前に病気欠席について連絡することは、宇治市議会の慣行と認められる。

イ 平成19年12月議会を開催するに当たり、平成19年11月29日に開催された宇治市議会運営委員会の会議録には、2名の市議会議員の病気療養や入退院に関する発言が記載されており、1名の市議会議員についてはその氏名が記載されている。また、もう1名の市議会議員については、氏名は記載されていないが、特定会派の長であることが分かるため、特定の市議会議員であることが確認できた。

宇治市議会の会議録は、宇治市ホームページで一般に公開しており、2名の当該市議会議員の病気療養や入退院に関する情報は何人でも知ることができる状況にある。

また、過去の会議録において、平成13年12月7日、平成14年2月21日、平成14年3月29日に開催された宇治市議会運営委員会の中で、宇治市議会を欠席した市議会議員の傷病等について報告されていることが確認できた。

- (4) 本市の見舞金は病気入院等に際し支出する傷病見舞いに限られることから、非公開とした2名の市議会議員が傷病をわずらっていたことが分かり、かつ、本件の場合、議長口述書や会議録の内容から特定の2名の市議会議員が傷病をわずらっていたことが分かる。

これらの事実と、見舞金の支出の日付が議長口述書や会議録の日付と非常に近接していることからすると、見舞金の相手方である2名の市議会議員が、議長口述書や会議録に記載された2名の市議会議員であると推測することが十分に可能である

と判断することができ、よって見舞金の相手方である市議会議員の氏名はすでに公になっている情報であると考えることができる。

(5) また、4(3)イのとおり、過去に開催された宇治市議会運営委員会の会議録等を調査したところ、市議会議員の傷病等の情報が報告されている事例が複数あることが見受けられた。宇治市議会運営委員会は、原則として公開で開催される会議であり、かつ、その会議録は宇治市ホームページで一般に公開されていることから、宇治市議会運営委員会で報告された市議会議員の傷病等の情報については、慣行として公にされている情報であると考えることができる。

(6) 以上(1)～(5)のとおり、本件異議申立ての対象となった部分については条例第6条第2号ただし書アに該当し、公開が妥当であると判断する。

## 第6 結語

以上より、結論のとおり答申する。

参考

本件異議申立ての経過

年 月 日	経 過
平成22年 8月30日	公文書公開請求
平成22年 9月13日	公文書部分公開決定
平成22年11月26日	公文書部分公開決定に対する異議申立て
平成22年12月 3日	諮問書の受理
平成22年12月17日	審査会（審議）
平成23年 1月 5日	実施機関から理由説明書收受
平成23年 1月28日	審査会（実施機関及び異議申立人からの意見聴取並びに審議）
平成23年 2月22日	審査会（審議）
平成23年 3月23日	審査会（審議）
平成23年 4月27日	審査会（審議）
平成23年 4月28日	答申